

項 目	(誤)	(正)
第36 1 (1) 本文第2パラグラフ	起算点の定め方 (後記 <u>(4)</u>)	起算点の定め方 (後記 <u>(3)</u>)
第36 1 (2) 表題	<u>短期消滅</u> 時効期間の特則について	時効期間の特則について
第36 1 (3) 参照資料	【部会資料14-2第2, 2(4) [13頁]】	【部会資料14-2第2, 2(4) [13頁], <u>同 (関連論点) [15頁]</u> 】